

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

*図・表の修正は煩雑になるためタイルに下線・マーカーをしています

新		旧	
第1節 小児医療対策 【現状と課題】		第1節 小児医療対策 【現状と課題】	
課題	現状	課題	現状
1 患者数等	<p>○ 国の平成29年患者調査によると、15歳未満の愛知県内の医療施設に入院している推計患者数は、<u>1,8千人</u>で、全体の<u>3.1%</u>となっています。</p> <p>○ 男女別では、男性<u>0.9千人</u>、女性<u>0.8千人</u>となっています。</p> <p>○ 愛知県内に住んでいる15歳未満の外来患者数は<u>63.0千人</u>で、全体の<u>15.1%</u>となっています。</p> <p>○ 男女の比率は、男性<u>33.4千人</u>、女性<u>29.6千人</u>と、男女の割合が高くなっています。</p>	<p>1 患者数等</p> <p>○ 国の平成26年患者調査によると、15歳未満の愛知県内の医療施設に入院している推計患者数は、<u>1,8千人</u>で、全体の<u>3.2%</u>となっています。</p> <p>○ 男女別では、男性<u>0.9千人</u>、女性<u>0.9千人</u>となっています。</p> <p>○ 愛知県内に住んでいる15歳未満の外来患者数は<u>63.0千人</u>で、全体の<u>15.1%</u>となっています。</p> <p>○ 男女の比率は、男性<u>33.4千人</u>、女性<u>29.6千人</u>と、男女の割合が高くなっています。</p>	<p>1 患者数等</p> <p>○ 国の平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査によると、本県の主たる診療科を小児科とする医療施設従事医師数(15歳未満人口千対比)は<u>0.88人</u>ですが、医療圈によりばらつきがあり、名古屋・尾張中部・尾張東部医療圏に小児科医が多く集まっている一方、海部、西三河南部東、東三河北部医療圏で低くなっています。(表6-1-1)</p> <p>○ 厚生労働省作成の必要病床数等推計ツールを使つた平成25(2013)年における高度急性期、回復期、慢性期の15歳未満の入院患者受療動向によるところ、医療圏完結率は77.9%で、名古屋・尾張中部、尾張東部、知多半島、西三河南部西医療圏への患者流入割合が高くなっています。</p>
2 医療提供状況	<p>○ 国の平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計によると、本県の主たる診療科を小児科とする医療施設従事医師数(15歳未満人口千対比)は<u>0.91人</u>ですが、医療圏によりばらつきがあり、名古屋・尾張中部、尾張東部医療圏に小児科医が多く集まっている一方、海部、東三河北部医療圏で低くなっています。(表6-1-1)</p> <p>○ 厚生労働省作成の必要病床数等推計ツールを使つた平成25(2013)年における高度急性期、回復期、慢性期の15歳未満の入院患者受療動向によるところ、医療圏完結率は77.9%で、名古屋・尾張中部、尾張東部、知多半島、西三河南部西医療圏への患者流入割合が高くなっています。</p>	<p>2 医療提供状況</p> <p>○ 小児科医や小児科を標榜する病院、診療所が少ない医療圏においては、他の医療圏との機能連携が必要となります。</p> <p>○ 病病連携、病診連携による小児医療提供の体制整備の推進が必要です。</p>	<p>○ 小児科医や小児科を標榜する病院、診療所が少ない医療圏においては、他の医療圏との機能連携が必要となります。</p> <p>○ 病病連携、病診連携による小児医療提供の体制整備の推進が必要です。</p>

<p>3 特殊（専門）外来等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 増加傾向にある生活習慣病、アレルギー疾患等などの専門的な対応や慢性疾患児などの在宅ケアに対する支援が求められています。 	<p>4 保健、医療、福祉の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待を受けている子どももは増加傾向にあり、早期に発見して、適切に対応していくことが重要です。 県内市町村すべてに、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が設置されたり、保健、医療、福祉、教育などの関係機関が連携して、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童への対応を行っています。 ○ 県や保健所設置市では、小児慢性特定疾患児等長期にわたり療養が必要な児の相談や療育指導等を行っています。 ○ あいち発達障害者支援センターでは自閉症などの発達障害児（者）等に対し、相談、療育支援等を行いうととともに、地域における総合的な支援体制の整備を推進しています。 	<p>3 特殊（専門）外来等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 増加傾向にある生活習慣病、アレルギー疾患等などの専門的な対応や慢性疾患児などの在宅ケアに対する支援が求められています。 <p>4 保健、医療、福祉の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待を受けている子どももが、长期的には増加傾向にあり、早期に発見して、適切に対応していくことが重要です。 県内市町村すべてに、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が設置されており、保健、医療、教育などの関係機関が連携して、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童への対応を行っています。 ○ 県や保健所設置市では、小児慢性特定疾患児等長期にわたり療養が必要な児の相談や療育指導等を行っています。 ○ あいち発達障害者支援センターでは自閉症などの発達障害児（者）等に対し、相談、療育支援等を行いうととともに、地域における総合的な支援体制の整備を推進しています。 <p>5 医療費の公費負担状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未熟児養育医療費、身体障害児育成医療費、小児慢性特定疾病医療費について公費による助成が行われています。（表6-1-2） また、県においては、通院は小学校就学前まで、入院は中学校卒業まで医療費の助成を行っています。
--	--	--

- 【今後の方策】**
- 身近な地域で診断から治療、また子どもたちのニーズに応じたサービスが提供できるよう、医療機関や地域関係機関の連携を推進します。
 - 発達障害や子どもの心の問題に対応できる全県的な医療体制の整備に努めます。
 - 対応困難な小児疾患については県内で速やかに医療が受けられるよう、病診、病病連携を推進します。
 - 高度で専門的な小児疾患や、子どもの虐待などの対応について、県あいち小児医療センターは、医療部門の機能を最大限に發揮させるとともに、保健部門の機能を生かした地域及び他の医療機関等との連携強化を進め、総合的な保健・医療サービスの提供に努めています。
 - 既存病床数が基準病床数を上回る地域において、小児医療の提供の推進のために診療所に病床が必要な場合は、医療審議会の意見を聞きながら、医療法施行規則第1条の14第7項第3号の診療所として整備を図ります。

該当する診療所名は別表をご覧ください。

表 6-1-1 小児科医師数等

医療圏	小児科医師数※	15歳未満千人対医師数	15歳未満千人対医師数	資料
名古屋・尾張中部	H30.12.31 372	307,026 1.20	44,750 0.54	小児科医師数(主たる診療科が小児科の医療施設従事医師数) : H28 医師・歯科医師・業務調査(厚生労働省)
海	15 尾 張 東 部	44,750 68,438 71,385 101,248 84	1,24 1,24 0.74 0.70 0.95	15歳未満人口:国勢調査(総務省)
尾 張 西 部	101 55	71,385	0.74	
尾 張 北 部	71	101,248	0.70	
知 多 平 島	71 55 84	89,567	0.95	
西 二 河 北 部	50	70,527	0.64	西三河南部東部
西 三 河 南 部 東	43	63,071	0.59	西三河南部西
西 三 河 南 部 西	63	102,960	0.62	東二河北部
東 三 河 北 部	3	6,322	0.47	東三河南部
東 三 河 南 部	69	97,238	0.71	計
計	926	1,022,532	0.88	

※複数の診療科に從事している場合の主として小児科に從事している場合と、†診療科のみに從事している場合の医師数である。

表 6-1-1 小児科医師数等

医療圏	小児科医師数※	15歳未満千人対医師数	資料
名古屋・尾張中部	H28.12.31 368	307,026 44,750	小児科医師数(主たる診療科が小児科の医療施設従事医師数) : H28 医師・歯科医師・業務調査(厚生労働省)
海	尾 張 東 部	85 53	15歳未満人口:国勢調査(総務省)
尾 張 西 部	尾 張 北 部	71 101,248	
尾 張 北 部	知 多 平 島	85 89,567	
西 二 河 北 部	西 三 河 南 部 東	45 37	西三河南部東部
西 三 河 南 部 西	西 三 河 南 部 西	64 102,960	西三河南部西
東 三 河 北 部	東 三 河 南 部	3 6,322	東二河北部
東 三 河 南 部	計	69 97,238	0.71
計	904	1,022,532	0.88

※複数の診療科に從事している場合の主として小児科に從事している場合と、†診療科のみに從事している場合の医師数である。

表6-1-2 高度急性期・急性期・回復期・慢性期の15歳未満の人院患者の受動喫煙（平成25年）

民行事件											
名古屋・尾張中郡		名古屋・尾張中郡		尾張		尾張		尾張		尾張	
地名	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積
名古屋	29	33	12	32	45	15	*	12	*	11	56
海老池	* 25	* 26	*	*	*	*	*	0	*	*	25
尾張津幡郡	35	38	45	38	38	38	*	*	38	38	42,25
尾張津幡郡	*	*	28	39	*	*	*	0	*	*	60
尾張津幡郡	14	*	38	28	16	*	*	0	*	*	11,36
知多半島	18	*	36	*	53	*	*	*	*	*	71
西三河郡	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*	57
西三河郡	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	50
西三河郡	*	*	*	*	12	*	11	103	0	*	129
東三河郡	*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東三河郡	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	98
東三河郡	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	-
東三河郡	445	54	78	81	136	116	72	24	115	*	1,264
新田郡	15.3	53.7%	38.5%	14.8%	24.5%	51.8%	20.3%	21.3%	10.4%	0.9%	77.36

* [※] レゾナント等で、
地盤不整地盤等に及ぼす影響評価等の際の制約から、集計結果が10人/日未満となる数値は公表しないこととされており、

表6-1-2 高度急性期・急性期・慢性期・回復期・回復期・慢性期の15歳未満の入院患者の受療動向（平成25年）

		地名及注释										建省率							
名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽		滋賀		尾張		愛媛		兵庫		西二河		西二河		西二河		福井		計	
名古屋	尾張	滋賀	尾張	愛媛	兵庫	西二河	西二河	西二河	西二河	西二河	西二河	西二河	西二河	福井	福井	福井	計		
名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	29	20	12	32	45	15	*	12	*	*	*	*	11	*	11	564	33.0%	
名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	*	*	*	*	*	*	*	*	0	*	*	*	*	*	*	25	0.0%	
名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	35	*	*	58	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	83	42.2%	
名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	*	*	*	69	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	69	0.0%	
名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	14	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	118	11.9%	
名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	18	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	71	25.4%	
名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	57	0.0%	
名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	59	0.0%	
名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	*	*	*	*	*	*	*	12	*	*	14	*	*	*	*	129	20.2%	
名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*		
名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	98	0.0%	
名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	-	*	
名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	446	54	73	81	136	110	72	64	115	*	*	*	*	*	*	11	2.9%	
名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	名古屋、尾張、三河、伊勢、近畿、山陰、山陽	15,15	53,4	38,56	14,88	23,53	51,88	20,88	21,95	14,48	*	*	*	*	*	*	*	3,645	77.9%

※レセプト情報等利用の際の制約から、集計結果が10（人／日）未満となる数値は公表しないこととされており、

第1章 中国古典文学名著与文化

第3回 令和元年(西暦2019年)度		令和元年(西暦2019年)度		令和元年(西暦2019年)度		令和元年(西暦2019年)度	
区分	合計	愛知県	名古屋市	豊橋市	岡崎市	豊川市	豊明市
未熟兒 養育医療	1,644	896	539	72	71	75	75
育成医療	合計	1,630	936	390	131	76	97
未熟兒 総数 (入院の件)	467	276	105	40	22	24	24
育成医療	入院	1,163	660	285	91	54	73
未熟兒 総数 (入院の件)	6,938	3,046	2,973	309	276	334	334
小兒慢性 特定疾患	合計	1,932	1,023	585	112	98	114
小兒慢性 特定疾患	入院	5,006	2,023	2,388	197	178	220

資料：傳媒報道指章家旌譯詞（未熟口譯）有誤，但沒有指出錯處。

注 未熟児養育医療、育成医療は、平成25年4月に県及び保健所設置から全ての市町村へ事務移譲
注 総務省局間連絡調整課（育成医療）
注 健康福祉部厚生労働省（育成医療）

۱۷۰ نظریه ایجاد مدل‌سازی در تئوری اقتصاد

第3回 豊田市立病院の開院式						
区分	合計	愛知県	名古屋市	豊橋市	岡崎市	(給付率人數)
未熟児 養育医療	総数 (分娩数)	1,933	1,115	557	77	72
育成医療	合計	1,699	1,089	395	81	61
入院	550	314	163	32	12	29
通院	1,149	775	232	49	49	44
合計	6,363	3,161	2,113	336	340	353
小児慢性 特定疾患	入院	1,973	1,040	580	113	128
通院	4,330	2,121	1,533	223	212	241

資料：保健医療局健康促進及健康對策課（未熟兒養育區塊、小兒慢性特定疾病

第1章 中国古典文学名著与文化

資料：傳媒報道指章家旌譯詞（未熟口譯）有誤，但沒有指出錯處。

注 未熟児養育医療、育成医療は、平成25年4月に県及び保健所設置から全ての市町村へ事務移譲
注 布袋局福祉課寄附金受付課課長 (育成医療)
注 未熟児育養育成医療、育成医療は、平成25年4月に県及び保健所設置から全ての市町村へ事務移譲
注 健康福祉部厚生政策課課長 (育成医療)

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

※図・表の修正は煩雑になるためタイトルに下線・マーカーをしています

新	旧
<p>第2節 小児救急医療対策</p> <p>【現状と課題】</p> <p>課題 現状</p> <p>1 小児の時間外救急</p> <p>○ 休日・夜間ににおける小児の時間外救急について、休日夜間診療所や病院群輪番制などの大人も含めた一般的な救急医療体制により対応しています。</p> <p>○ 病院の時間外外来に軽症患者が集中しており、病院勤務医の負担が増大し、小児科医師が病院勤務を敬遠する原因となっています。</p> <p>2 小児の救命救急医療</p> <p>○ 2次医療圏単位での24時間体制の小児の救命救急医療については、小児救命救急センター、救命救急セントラル、小児救急医療支援事業に参加する病院及び小児医療を24時間体制で提供する病院（診療報酬で小児入院医療管理料1又は2の評価を受けた病院）で対応しています。</p> <p>○ 全県レベルでの24時間体制の小児重症患者の救命救急医療については、県内唯一の小児救命救急センターであり、全国トップクラスの小児専門の特定集中治療室（P I C U）を有するあいち小児保健医療総合センターが対応するほか、P I C U（小児集中治療室）を設置している病院で対応しています。</p> <p>○ P I C Uは、平成29(2017)年4月現</p>	<p>第2節 小児救急医療対策</p> <p>【現状と課題】</p> <p>課題 現状</p> <p>1 小児の時間外救急</p> <p>○ 休日・夜間ににおける小児の時間外救急について、休日夜間診療所や病院群輪番制などの大人も含めた一般的な救急医療体制により対応しています。</p> <p>○ 病院の時間外外来に軽症患者が集中しており、病院勤務医の負担が増大し、小児科医師が病院勤務を敬遠する原因となっています。</p> <p>2 小児の救命救急医療</p> <p>○ 2次医療圏単位での24時間体制の小児の救命救急医療については、小児救命救急センター、救命救急セントラル、小児救急医療支援事業に参加する病院及び小児医療を24時間体制で提供する病院（診療報酬で小児入院医療管理料1又は2の評価を受けた病院）で対応しています。</p> <p>○ 全県レベルでの24時間体制の小児重症患者の救命救急医療については、県内唯一の小児救命救急センターであり、全国トップクラスの小児専門の特定集中治療室（P I C U）を有するあいち小児保健医療総合センターが対応するほか、P I C U（小児集中治療室）を設置している病院で対応しています。</p> <p>○ P I C Uは、平成29(2017)年4月現</p>

在、あいち小児保健医療総合センター（16床）、名古屋第二赤十字病院（2床）、名古屋市立大学病院（4床）の3病院に計22床整備され、運用しております。

- 日本小児科学会の試算（平成18(2006)年）では、小児人口4万人あたり1床必要とされており、本県の小児人口（1,023千人（平成27年国勢調査））から計算すると、P1CUは県全体で26床程度必要となります。
- 小児重篤患者の生存率向上や早期安定化を図るため、あいち小児保健医療総合センター、4大学病院、名古屋第二赤十字病院の小児科専門医が電話会議により治療方針や病状に応じた転院先を協議し、迅速に転院搬送を行う「小児重症患者搬送連携システム」を平成29(2017)年3月にあいち小児保健医療総合センターに整備し、運用しております。

在、あいち小児保健医療総合センター（16床）、名古屋第二赤十字病院（2床）、名古屋市立大学病院（4床）の3病院に計22床整備され、運用しております。

- 地域性を考慮の上、P1CUの整備を進める必要があります。

- 小児重篤患者の生存率向上や早期安定化を図るため、あいち小児保健医療総合センター、4大学病院、名古屋第二赤十字病院の小児科専門医が電話会議により治療方針や病状に応じた転院先を協議し、迅速に転院搬送を行う「小児重症患者搬送連携システム」を平成29(2017)年3月にあいち小児保健医療総合センターに整備し、運用しております。

3 小児科医の不足

- 平成元(2019)年6月末時点の「医師不足の影響に関する調査（愛知県）」によれば、県内の病院のうち小児科では明らかの診療制限を行っている病院は全体の14.0%（17/121病院）となっています。診療制限を行っている病院の割合を見ると、精神科に次いで高い割合となっています。

- 平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計（厚生労働省）によれば、県内医療施設の小児科に從事する医師は1,988人で、15歳未満千人あたりの医師数は1.94人となっています。
- 医療圏別では、海部医療圏が0.96人と最も少なく、名古屋・尾張中部医療圏が2.60人と最も多くなっています。

- なかでも、小児外科に從事する医師は不足しており、県内の小児外科に從

- 地域性を考慮の上、P1CUの整備を進めが必要があります。
- 日本小児科学会の試算（平成18(2006)年）では、小児人口4万人あたり1床必要とされており、本県の小児人口（1,023千人（平成27年国勢調査））から計算すると、P1CUは県全体で26床程度必要となります。
- 小児重篤患者の生存率向上や早期安定化を図るため、あいち小児保健医療総合センター、4大学病院、名古屋第二赤十字病院の小児科専門医が電話会議により治療方針や病状に応じた転院先を協議し、迅速に転院搬送を行う「小児重症患者搬送連携システム」を平成29(2017)年3月にあいち小児保健医療総合センターに整備し、運用を開始しております。

- 小児急救医療に從事する医師の増加を図る必要があります。
- 小児急救医療に從事する医師の増加を図る必要があります。

- 平成29(2017)年6月末時点の「医師不足の影響に関する調査（愛知県）」によれば、県内の病院のうち小児科では明らかの診療制限を行っている病院は全体の10.0%（12/120病院）となり、診療制限を行っている病院の割合を見ると、産婦人科、精神科に次いで高い割合となっています。
- 平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）によれば、県内医療施設の小児科に從事する医師は2,046人で、15歳未満千人あたりの医師数は2.00人となっています。
- 医療圏別では、西三河南部東医療圏が1.30人と最も少なく、東三河北部医療圏が2.85人と最も多くなっています。
- なかでも、小児外科に從事する医師は不足しており、県内の小児外科に從

事する医師は、67人（平成30(2018)年）であり、県内全ての地域の小児基幹病院（小児救命救急センター、救命救急センター、小児救急医療支援事業に参加する病院及び小児医療を24時間体制で提供する病院）への複数配置は困難な状況にあります。

4 小児救急電話相談事業の実施

- 本県では、かかりつけの小児科医が診察していない夜間に、患者の症状に応じた適切な医療相談が受けられるよう、保護者向けの小児救急電話相談事業を実施しています。（表6-2-3）
- 毎日午後7時から翌日午前8時まで、看護師資格を有する相談員が電話で対応します。電話番号は、全国統一の短縮番号#8000番（短縮番号を利用できない場合は052-962-9900）です。
国においては、平成28(2016)年度にて「子ども医療電話相談事業(#8000事業)と呼称が変更されています。

【今後の方策】

- 休日・夜間ににおける小児の初期救急医療について、休日夜間診療所や在宅当番医の第1次救急医療機関を受診するよう住民や患者・家族に対し、適正受診の呼びかけの広報啓発活動を実施します。
- 小児重篤患者への対応については、小児救命救急センターである県あいち小児医療センターを中心とした専門医の確保に努めます。
- 小児集中治療室医療従事者研修事業費補助金を活用して、小児の集中治療に習熟した専門医の確保に努めます。

【今後の方策】

- 休日・夜間ににおける小児の初期救急医療について、休日夜間診療所や在宅当番医の第1次救急医療機関を受診するよう住民や患者・家族に対し、適正受診の呼びかけの広報啓発活動を実施します。
- 小児重篤患者への対応については、小児救命救急センターである県あいち小児医療センターを中心とした専門医の確保に努めます。
- 小児集中治療室医療従事者研修事業費補助金を活用して、小児の集中治療に習熟した専門医の確保に努めます。
- 今後公表される国の調査研究結果を踏まえ、小児救急電話相談事業の見直しを検討していきます。

事する医師は、61人（平成28(2016)年）であり、県内全ての地域の小児基幹病院（小児救命救急センター、救命救急センター、小児救急医療支援事業に参加する病院及び小児医療を24時間体制で提供する病院）への複数配置は困難な状況にあります。

4 小児救急電話相談事業の実施

- 本県では、かかりつけの小児科医が診察していない夜間に、患者の症状に応じた適切な医療相談が受けられるよう、保護者向けの小児救急電話相談事業を実施しています。（表6-2-3）
- 每日午後7時から翌日午前8時まで、看護師資格を有する相談員が電話で対応します。電話番号は、全国統一の短縮番号#8000番（短縮番号を利用できない場合は052-962-9900）です。
国においては、小児救急電話相談事業の事業評価を行うための調査研究が平成28(2016)年度に実施されております。
- 今後公表される国の調査研究結果を踏まえ、小児救急電話相談事業の見直しを検討する必要があります。

【目標値】

○P.I.C.U(小児集中治療室)の整備
22床(平成29(2017)年4月1日)
→ 26床(平成31(2019)年4月1日)

【目標値】

○P.I.C.U(小児集中治療室)の整備
26床(平成29(2017)年4月1日)
→ 26床(平成31(2019)年4月1日)

表6-2-1 平成30年度・医師・歯科医師・薬剤師統計(厚生労働省)

医療圏	小児科※	小児科※	15歳未満人口 (H27.10.1)	15歳未満千人 人対小児科医 師数	15歳未満千人 人対小児科医 師数
名古屋・尾張中部 海	797	30	307,026	2.60	0.10
尾張東部	43	-	44,730	0.96	-
尾張東部	168	11	68,438	2.45	0.16
尾張西部	128	3	71,335	1.79	0.04
尾張北部	190	6	101,248	1.88	0.06
知多半島	184	7	89,567	2.05	0.08
西三河北部	90	3	70,527	1.28	0.04
西三河南部東	84	1	63,071	1.33	0.02
西三河南部西	136	6	102,960	1.32	0.06
東三河北部	16	-	6,322	2.53	-
東三河南部	152	-	97,238	1.56	-
計	1,988	67	1,022,532	1.94	0.07

※2つ以上の診療科に従事している場合、各々の科に重複計上している。

表6-2-2

おうち小児保健医療総合センターでの「小児特定集中治療管理料」算定に係る救急搬送

小児特集中治療室(PICU)が8床以上で、専任の小児科医が常時就業並に勤務し、その専任の小児特集中治療室の医師が5年以下の医師2名以上との条件がある。
算定基準:ほかの保健医療機関から転院(転院日に救急搬送診療料を算定)した患者を年間50名以上

(うど、入院後24時間以内に人工呼吸を実施した患者が年間50名以上)

表6-2-2

おうち小児保健医療総合センターでの「小児特定集中治療管理料」算定に係る救急搬送

小児特集中治療室(PICU)が8床以上で、専任の小児科医が常時就業並に勤務し、その専任の小児特集中治療室の医師が5年以下の医師2名以上との条件がある。

算定基準:他の保育医療機関から転院(転院日に救急搬送診療料を算定)した患者を年間50名以上

(うど、入院後24時間以内に人工呼吸を実施した患者が年間50名以上)

表6-2-1 平成28年度医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)

医療圏	小児科※	小児科※	15歳未満人口 (H27.10.1)		15歳未満千人 人対小児科医 師数	15歳未満千人 人対小児科医 師数
			医療圏	小児科※		
名古屋・尾張中部 海	803	23	307,026	44,750	2.62	0.07
尾張東部	72	1	68,438	14,750	1.61	0.02
尾張東部	157	10	71,335	21,385	2.29	0.15
尾張西部	134	2	101,248	101,248	1.95	0.08
尾張北部	197	8	89,567	18,200	2.03	0.08
知多半島	182	7	93	21,320	1.32	0.03
西三河北部	93	2	82	16,071	1.30	0.03
西三河南部東	133	5	113	102,960	1.39	0.05
西三河南部西	132	-	18	6,322	2.85	-
東三河北部	165	1	97,238	16,500	1.70	0.01
東三河南部	165	1	1,022,532	2,016	2.00	0.06
計	1,022,532	61	1,022,532	2,016	2.00	0.06

※2つ以上の診療科に従事している場合、各々の科に重複計上している。

表6-2-2

おうち小児保健医療総合センターでの「小児特定集中治療管理料」算定に係る救急搬送

小児特集中治療室(PICU)が8床以上で、専任の小児科医が常時就業並に勤務し、その専任の小児特集中治療室の医師が5年以下の医師2名以上との条件がある。

算定基準:他の保育医療機関から転院(転院日に救急搬送診療料を算定)した患者を年間50名以上

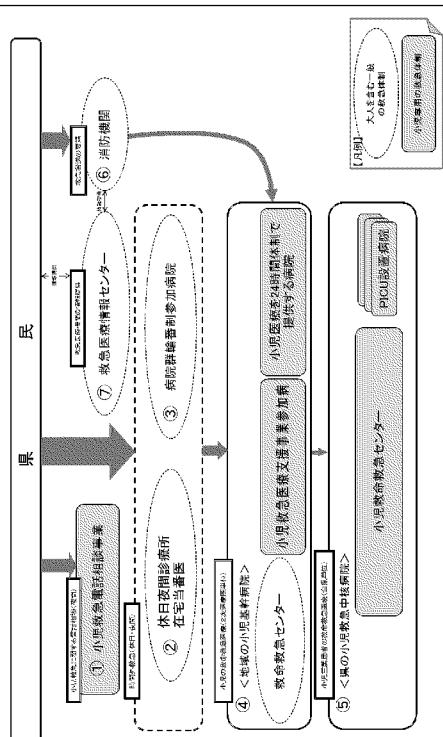
(うど、入院後24時間以内に人工呼吸を実施した患者が年間50名以上)

医療圏	小児科※	小児科※	15歳未満人口 (H27.10.1)		15歳未満千人 人対小児科医 師数	15歳未満千人 人対小児科医 師数
			医療圏	小児科※		
平成27年度	8	5	3	7	6	3
救急搬送	5	3	1	2	3	2
うち人工呼吸	5	3	1	2	2	1
平成27年度	1	2	5	6	4	4
救急搬送	1	2	5	6	4	4
うち人工呼吸	1	2	3	1	4	2
平成28年度	8	5	3	7	6	3
救急搬送	5	3	1	2	3	2
うち人工呼吸	5	3	1	2	2	1
平成29年度	1	2	5	6	4	4
救急搬送	11	8	7	8	7	4
うち人工呼吸	6	6	2	1	2	1
平成30年度	7	1	10	7	9	8
救急搬送	3	1	6	5	5	4
うち人工呼吸	3	1	6	4	4	3
平成31年度	8	15	10	21	16	17
救急搬送	3	1	7	13	8	4
うち人工呼吸	3	1	7	6	6	7

表 6-2-3 小児救急電話相談事業の推移

粗體体制	[H17年4月～]		[H17年7月～]		[H17年9月～]		[H17年11月～]		[H17年1月～]			
	平均1年生	平均18年生	平均19年生	平均20年生	平均21年生	平均22年生	平均23年生	平均24年生	平均25年生	平均26年生	平均27年生	
件数	1,622件	2,532件	3,715件	5,245件	7,653件	8,795件	10,209件 ～10,925件 ※34件行差	13,985件	17,550件	21,743件	33,234件	36,455件

小兒穀息癆瘍運攜體圖



アートの発明

- 1. 体験談の説明**

 - ① 小児救急電話相談事業とは、小児の保護者の安心感の向上を図るため、かかりつけの小児科医等が診療している夜間（午後7時から翌日午前8時）に、看護師資格を有する相談員が受けて保護者向けの緊急電話相談を行うものです。
 - ② 休日・夜間の時間外救急は、休日夜間診療所及び住宅当番医が担当します。
 - ③ 病院診療番付相談事業とは、原則として2次医療圏域の休日・夜間の救急患者を受け入れますが、時間外外来に多くの小児の軽症患者が集中しています。
 - ④ 救急の小児専門医等による、救急救命センターへの対応が実施されています。
 - ⑤ 医療機関を24時間体制で提供する病院（診療報酬により小児入院管理料1又は2の評価を受ける病院）が該当します。

地域の小児専門病院は、原則として2次医療圏域の小児の救命救急医療を負担します。

県の小児救急医中核病院には、小児救命救急センターが該当します。また、県の要請によりPICOを設置している病院は、小児重症患者に対する対応を充実化します。

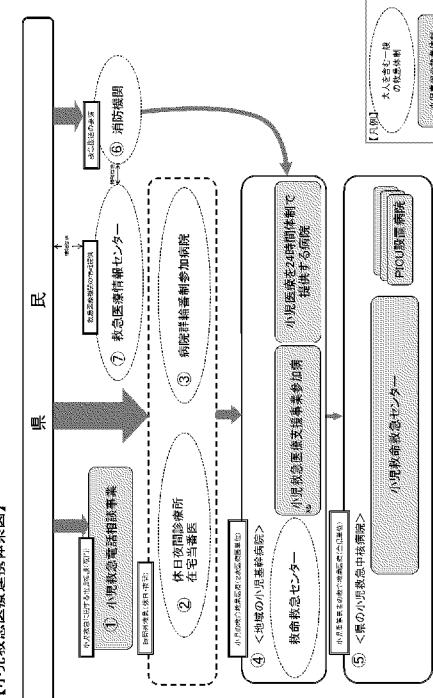
県の小児専門医等による、全県レベルで小児重篤患者の救命救急医療を負担します。

県あいちゃん小児災難医療総合センターは、平成28(2016)年3月30日に小児救命救急センターに指定されています。

⑥ 捷急搬送の受講を受けた消防機関は、地域の小児基幹病院に連絡し、迅速に搬送します。

⑦ 愛知県医療危機情報センターでは、インターネットや電話を通じ、消防機関や保民に対して受診可能な専修機関名は、別添にて記載しています。

小臣勸旨至憲浦推休玄



卷之三

- 【体系図の説明】**

 - ① 小兒救急電話放送事業とは、小兒の保護者の安心感の向上を図るために、かかりつけの小兒科医師若者向けの救急電話相談を行うものです。
 - ② 休日・夜間の時間外緊急は、休日・夜間診療所及び在宅当番医師が担当します。
 - ③ 病院紹介論議会に参加する病院は、原則として2次医療圏域の小兒・夜間の救急患者を受け入れ、されど多くの小兒・夜間の緊急患者が集中しているいます。
 - ④ 地域の小兒基幹病院には、救急救急センター、小兒救急巡回事業に参加する病院及び小児医療センターは、小兒救急巡回事業に参加する病院により小兒入院管理科1又は2の評価を受けています。
 - ⑤ 地域の小兒基幹病院は、原則として2次医療圏域の小兒の救急救命医療を担当します。
 - ⑥ 地域の小兒基幹病院は、県内2か所の医療圏で実施しています。
 - ⑦ 県の小兒救急巡回病院には、小兒救命救急センターが該当します。また、県の要請によりPICUを設置している2病院は、小兒救命救急センターの役割の一端を補充します。
 - ⑧ 県の小兒救急巡回病院は、全国レベルで小兒重篤患者の救命救急医療を担います。
 - ⑨ 県指定されれている医療機関セミナーは、平成28(2016)年3月30日に小児救命救急センターに指定されています。
 - ⑩ 救急搬送の要請を受けた消防機関は、地域の小兒基幹病院に連絡し、迅速に搬送します。
 - ⑪ 救急搬送の際は、インターネットや電話を通じ、消防機関や県民に対して受診可能な医療機関を案内します。

卷之二

六月一日は、別荘に赴職していま

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

※図・表の修正は煩雑になるためタイル下線・マークをしています

- 点病院及び愛知県がん診療拠点病院との連携協力体制の実施、難治性・再発がんに対する研修体制、セカンドオピニオン体制の整備及び臨床研究の推進等、地域全体の小児がん医療及び支援の質の向上を図りつつ、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療を受けられるよう心理社会的な支援、適切な療育・教育環境等の提供を行っています。
- 退院後は、小学校や中学校等で日常生活の多くの時間をお過ごすこととなり、小児がん患者のこれらの学校等への復学を支援していく必要があります。

- 緩和ケアの提供、医師等に対する研修の実施、難治性・再発がんに対する治療体制、セカンドオピニオン体制の整備及び臨床研究の推進等、地域全体の小児がん医療及び支援の質の向上を図りつつ、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療を受けられるよう心理社会的な支援、適切な療育・教育環境等の提供を行っています。
- 退院後は、小学校や中学校等で日常生活の多くの時間をお過ごすこととなり、小児がん患者のこれらの学校等への復学を支援していく必要があります。

- 【今後の方策】
- 小児がん拠点病院を中心とした連携協力体制の強化を行うことにより、地域の小児がんの治療体制、相談支援及び療養体制の整備や長期間的なフォローアップが可能な体制の整備を目指します。
 - 小児がん治療に伴い必要となる院内学級等療養支援に関する情報や、家族の宿泊施設などの情報の収集・発信を行うなど、患者だけではなく家族の支援に努めます。
 - 小学校や中学校等への復学時に重要な教諭等への小児がんに関する情報提供を行い、小児がん患者の復学を支援していきます。

- 【今後の方策】
- 小児がん拠点病院を中心とした連携協力体制の強化を行うことにより、地域の小児がんの治療体制、相談支援及び療養体制の整備や長期間的なフォローアップが可能な体制の整備を目指します。
 - 小児がん治療に伴い必要となる院内学級等療養支援に関する情報や、家族の宿泊施設などの情報の収集・発信を行うなど、患者だけではなく家族の支援に努めます。
 - 小学校や中学校等への復学時に重要な教諭等への小児がんに関する情報提供を行い、小児がん患者の復学を支援していきます。

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

※図・表の修正は煩雑になるためタイルに下線・マーカーをしています

新	第7章 へき地保健医療対策	第7章 へき地保健医療対策
<p>【対象地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ へき地保健医療対策の主な対象地域は「山村振興法」（対象3市3町村）、「過疎地域自立促進特別措置法」（対象2市3町村）及び「離島振興法」（対象1市3町村）、「無医地区、佐久島」の適用地域です。 <p>また、「令和元年度無医地区等及び無歯科医療地区等調査」（令和元年10月末現在：厚生労働省）によると、県内には、西三河北部及び東三河南部医療圏の4市3町村に20か所の無医地区があり、西二河南部医療圏の3市3町村に32か所の無歯科医療圏があります。（無医地区・無歯科医療圏に準ずる地区を含む。表7-1）</p> <p>これらの中でも、へき地診療所を中心とした医療の確保を図ることを目的として、本県では「愛知県へき地医療対策実施要綱」を定め、へき地保健医療対策を推進しています。 (新規)</p>	<p>【対象地域】</p> <p>へき地保健医療対策の主な対象地域は「山村振興法」（対象3市3町村）、「過疎地帯（篠島、日間賀島、佐久島）」の適用地域です。</p> <p>また、「令和元年度無医地区等及び無歯科医療地区等調査」（令和元年10月末現在：厚生労働省）によると、県内には、西三河北部及び東三河南部医療圏の4市3町村に20か所の無医地区があり、西二河南部医療圏の3市3町村に32か所の無歯科医療圏があります。（無医地区・無歯科医療圏に準ずる地区を含む。表7-1）</p> <p>これらの中でも、へき地診療所を中心とした医療の確保を図ることを目的として、本県では「愛知県へき地医療対策実施要綱」を定め、へき地保健医療対策を推進しています。</p>	<p>【現状と課題】</p> <p style="text-align: center;">現 状</p> <p>1 医療機関の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この地域には、病院4施設、診療所62施設（医科33施設、歯科29施設）があり、住民への医療を提供しています。（表7-1）
<p>【現状と課題】</p> <p style="text-align: center;">現 状</p> <p>1 医療機関の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開業医の高齢化が進んでおり、診療所が廃止された後の住民の医療の確保が問題になります。 ○ 歯科医療の供給体制を、保健事業との連携のもとに、整備していく必要があります。 <p>2 へき地医療対策</p> <p>(1) へき地診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に医療の確保が必要と認められる地域の公立診療所等について、県が「へき地診療所」として指定しています。（表7-1） <p>現在、5市4町村の10診療所を指定し</p>	<p>【現状と課題】</p> <p style="text-align: center;">現 状</p> <p>1 医療機関の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開業医の高齢化が進んでおり、診療所が廃止された後の住民の医療の確保が問題になります。 ○ 歯科医療の供給体制を、保健事業との連携のもとに、整備していく必要があります。 <p>2 へき地医療対策</p> <p>(1) へき地診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に医療の確保が必要と認められる地域の公立診療所等について、県が「へき地診療所」として指定しています。（表7-1） <p>現在、4市3町村の9診療所を指定し</p>	<p>【現状と課題】</p> <p style="text-align: center;">現 状</p> <p>1 医療機関の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開業医の高齢化が進んでおり、診療所が廃止された後の住民の医療の確保が問題になります。 ○ 歯科医療の供給体制を、保健事業との連携のもとに、整備していく必要があります。 <p>2 へき地医療対策</p> <p>(1) へき地診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ へき地医療を担う医療機関においては、全診療科的な対応が必要となるため、総合的な診療ができる医師や、在宅医療の提供をはじめ

<p>めとする地域包摂ケアシステムを支えることができる医師の育成、確保を継続していく必要があります。</p> <p>○ へき地医療を対して、診療技術支援への取り組みが必要です。</p>	<p>○ 要望が増加する自治医大卒業医師にとつて義務年限終了後も魅力ある勤務環境を整えるとともに、へき地医療に従事する医師のキャリア支援を継続していく必要があります。</p> <p>○ 限られた医療人材を効率的に活用するため、オンライン診療等の遠隔診療の導入も検討する必要があります。</p>	<p>○ 自治医大卒業医師にとつて義務年限終了後も魅力ある勤務環境を整えるとともに、へき地医療に従事する医師のキャリア支援を行います。</p> <p>○ へき地医療に従事する医師に対して、更なる診療技術支援への取り組みが必要です。</p> <p>○ 要望が増加する自治医大卒業医師の派遣要請に応じられるよう、義務年限終了後も最大10年間、県の身分を有したままへき地診療所等へ派遣できる方策を取り入れています。</p> <p>○ 都市部とは異なり、医療資源等が限られている中、へき地医療に関わる医師の努力により地域住民の生活に密着した医療が提供されています。</p>
<p>ており、その診療実績等は表7-2のとおりです。</p> <p>○ へき地診療所を開設等する市町村等からの派遣要請に基づき、自治医大卒業医師を派遣しています。</p>	<p>○ 要望が増加する自治医大卒業医師の派遣要請に応じられるよう、義務年限終了後も最大10年間、県の身分を有したままへき地診療所等へ派遣できる方策を取り入れています。</p> <p>○ 都市部とは異なり、医療資源等が限られている中、へき地医療に関わる医師の努力により地域住民の生活に密着した医療が提供されています。</p>	<p>(2) へき地医療拠点病院</p> <p>○ へき地医療拠点病院は、無医地区の住民に対する巡回診療や、へき地診療所への医師の派遣などを行う病院です。</p> <p>現在、県内では<u>6病院</u>を指定しており、その活動実績等は表7-3のとおりです。</p> <p>○ 医師臨床研修における地域医療の研修をへき地で行うプログラムを3病院が策定し、研修医の受け入れを行っています。</p> <p>○ へき地医療拠点病院を開設等する市町村等からの派遣要請に基づき、自治医大卒業医師を派遣しています。</p> <p>○ 医師が不足しているへき地医療拠点病院を地域枠医師の派遣対象としています。</p>
<p>ており、その診療実績等は表7-2のとおりです。</p> <p>○ へき地診療所を開設等する市町村等からの派遣要請に基づき、自治医大卒業医師を派遣しています。</p>	<p>○ 要望が増加する自治医大卒業医師の派遣要請に応じられるよう、義務年限終了後も最大10年間、県の身分を有したままへき地診療所等へ派遣できる方策を取り入れています。</p> <p>○ 都市部とは異なり、医療資源等が限られている中、へき地医療に関わる医師の努力により地域住民の生活に密着した医療が提供されています。</p> <p>○ へき地医療拠点病院は、無医地区の住民に対する巡回診療や、へき地診療所への医師の派遣などを行いう病院です。</p> <p>現在、県内では<u>7病院</u>を指定しており、その活動実績等は表7-3のとおりです。</p> <p>○ 医師臨床研修における地域医療の研修をへき地で行うプログラムを3病院が策定し、研修医の受け入れを行っています。</p> <p>○ へき地医療拠点病院の医師確保に向けたため、研修医に向けたプログラムを周知する必要があります。</p> <p>○ へき地医療拠点病院の医師確保に向けたため、研修医に向けたプログラムを周知する必要があります。</p> <p>○ へき地医療拠点病院を開設等する市町村等からの派遣要請に基づき、自治医大卒業医師を派遣しています。</p> <p>○ 医師が不足しているへき地医療拠点病院を地域枠医師の派遣対象としています。</p>	<p>(2) へき地医療拠点病院</p> <p>○ へき地医療拠点病院は、無医地区の住民に対する巡回診療や、へき地診療所への医師の派遣などを行いう病院です。</p> <p>現在、県内では<u>7病院</u>を指定しており、その活動実績等は表7-3のとおりです。</p> <p>○ 医師臨床研修における地域医療の研修をへき地で行うプログラムを3病院が策定し、研修医の受け入れを行っています。</p> <p>○ へき地医療拠点病院の医師確保に向けたため、研修医に向けたプログラムを周知する必要があります。</p> <p>○ へき地医療拠点病院を開設等する市町村等からの派遣要請に基づき、自治医大卒業医師を派遣しています。</p> <p>○ 医師が不足しているへき地医療拠点病院を地域枠医師の派遣対象としています。</p>

療拠点病院とへき地診療所との連携の強化が必要です。

- へき地において、専門医研修等を行うことは、研修等を行う専攻医等だけではなく、研修等を提供するへき地医療拠点病院をはじめとしたへき地医療を担う医療機関においても人的メリットが大きくなります。

- 第一赤十字病院、第二赤十字病院は、臨床研修了後の研修カリキュラムに一定期間のべき地医療研修を設け、東洋病院への医師の派遣を行っています。

- ### (3) へき地医療支援機構

本県では、へき地医療支援機構を具備する医療機関に設置し、へき地医療支援計画会議において、無医地区に対する巡回診療の調整、へき地診療所への代診医派遣などの実施を行っています。(表7-4)

(3) へき地支層機構

- へき地医療支援機構（県医務課に設置、分室は、がんセンター愛知病院に設置）は、へき地医療支援計画策定会議を開催し（表7-4）、無医地区に対する巡回診療の調整、へき地診療所への代診医派遣の調整などを実施します。
 - (削除)
○ 医師臨床研修における地域医療の研修をへき地で行えるよう支援するため、へき地医療臨床研修システムにより、研修の調整等を実施しています。（表7-4）
 - (削除)
○ 臨床研修了後、さらにへき地医療に関する研修（へき地医療後期研修）を希望する医師が適切な施設で研修で生きるよう、へき地医療後期研修システムを、真がんセンター愛知病院を始め病院で構築しています。
 - (削除)
○ 将来のへき地医療を担う、自治医大医学生及び地域性医学生へき地医療関係者などを対象としたへき地医療研修会を開催し、へき地医療に対する理解を深めています。（表7-4）
 - へき地医療支援計画策定会議を活用し、へき地医療支援機構の機能を強化する必要があります。
 - へき地医療臨床研修を希望するシステムを支えるへき地医療に従事する医師の教育能力の向上が更に望まれます。
 - へき地医療研修を希望する医師が増加するよう、研修プログラムの充実、都市部の医師に向けた広報などの取組が必要です。
 - 自治医大卒業医師及び地域医師の義務年限終了後の地域への定着に向けた取り組みが必要です。
 - へき地医療研修会は多職種連携を意識した形で更に推進していくことが必要です。（新規）

(削除)

(4) へき地医療支援システム

- へき地診療所の機能を強化するため、へき地医療拠点病院とへき地診療所の間にWeb会議システムを導入し、へき地医療拠点病院がへき地診療所の診療活動等を支援しています。(表7-4)

- (4) ドクターへリ及び防災ヘリ
- 愛知医科大学高度救命救急センターに常駐しているドクターへリ(医師が同乗する救急専用ヘリコプター)が、消防機関等からの出動要請に基づき、へき地を含む救急現場に出動しています。

- 愛知県防災ヘリコプターは救急広域搬送体制の一翼を担っています。
傷病者が発生した場合、救急車又は船舶による搬送に比べて搬送時間が短縮でき、救命効果が期待できる場合に対応します。

(削除)

3 へき地保健対策(特定町村保健師確保・定着対策事業)

- 地域保健活動を推進するためには、へき地に採用された保健師の定着及び資質の向上を図ることが必要です。
- 地域保健活動を推進するためには保健師の確保・定着が困難な町村に対して、県は「人材確保支援計画(平成27(2015)年~31(2019)年度)」に基づき保健師の確保や資質向上を図る事業を行い、地域保健活動の円滑な推進を図っています。
- へき地においては今後も高齢化が進むことから、医療機関等で就業する看護師

(削除)

(4) へき地医療支援システム

- へき地以外の県内医療機関との情報交換をするなど、更なる活用の検討が必要です。

- (5) ドクターへリ及び防災ヘリ
- 愛知医科大学高度救命救急センターに常駐しているドクターへリ(医師が同乗する救急専用ヘリコプター)が、消防機関等からの出動要請に基づき、へき地を含む救急現場に出動しています。

- 愛知県防災航空隊ヘリコプターは、ドクターへリが運行できない夜間を中心へき地における救急広域搬送体制の一翼を担っています。

- 24時間離着陸の可能な常設ヘリポートを北設楽郡東栄町(平成21(2009)年3月)、設楽町(平成22(2010)年3月)及び豊根村(平成25(2013)年3月)に設置しております。夜間の救急搬送体制の強化を図っています。

3 へき地保健対策(特定町村保健師確保・定着対策事業)

- 地域保健活動を推進するためには、へき地に採用された保健師の定着及び資質の向上を図ることが必要です。
- 地域保健活動を推進するためには保健師の確保・定着が困難な町村に対して、県は「人材確保支援計画(平成27(2015)年~31(2019)年度)」に基づき保健師の確保や資質向上を図る事業を行い、地域保健活動の円滑な推進を図っています。
- へき地においては今後も高齢化が進むことから、医療機関等で就業する看護師

<p>県立の看護専門学校に在学するものに「愛知県へき地医療確保看護修学資金」を貸与し、修学を支援するとともに、県内のへき地医療機関への就業を促進しています。</p>	<p>県立の看護専門学校に在学するものに「愛知県へき地医療確保看護修学資金」を貸与し、修学を支援するとともに、県内のへき地医療機関への就業を促進しています。</p> <p>5 歯科検診、保健相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県歯科医師会が歯科医療に恵まれない地域の歯科検診等を実施し、歯科疾患の予防措置や歯科衛生思想の普及を図っています。 ○ 過疎地域における住民の健康保持・増進を図るために、県保健所において保健相談指導事業を推進しています。 <p>6 AEDによる早期除細動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ へき地では、救急隊が傷病者に接觸することから、消防本部と地域が連携をし、さらに多くの住民がAEDを使用できるよう周知等を図る必要があります。 	<p>県立の看護専門学校に在学するものに「愛知県へき地医療確保看護修学資金」を貸与し、修学を支援するとともに、県内のへき地医療機関への就業を促進します。</p> <p>5 歯科検診、保健相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無歯科医地区の住民に対する歯の健康意識への啓発は十分とは言えず、関係者が現状を十分認識し、対応を検討していく必要があります。 ○ 県歯科医師会が歯科医療に恵まれない地域の歯科検診等を実施し、歯科疾患の予防措置や歯科衛生思想の普及を図っています。 ○ 過疎地域における住民の健康保持・増進を図るために、県保健所において保健相談指導事業を推進しています。 <p>6 AEDによる早期除細動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ へき地を含む各消防本部においては、住民に対してAEDの使用を含む救命講習等を実施しております。(表7-5) <p>【今後の方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>愛知県へき地医療支援機構と愛知県地域医療支援センターが中心となる保健・医療関係者と連携し、へき地保健医療対策を推進します。</u> ○ <u>自治医大卒業医師等の適切な配置やへき地医療拠点病院とへき地診療所との連携強化等、へき地医療に従事する医師の効率的な活用を図ります。</u> ○ <u>(上記文章へ統合)</u> ○ <u>自治医大卒業医師等が、義務年限終了後も継続してへき地医療に従事し、定着するような対策を検討します。</u> ○ <u>(削除)</u>
--	--	---

<p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ へき地医療従事者の不足に対応するため、へき地医療拠点病院からへき地診療所への医師、看護師等の派遣を推進します。 ○ へき地医療に従事する医師とのコミュニケーションの強化を図るとともに、関係機関の協力を得ながら、へき地医療に従事する医師のキャラクターフォーマンスの支援を推進します。 ○ へき地を含めた地域医療の確保のため、愛知県地域医療対策協議会において、へき地医師の派遣調整等について協議を行っていきます。 <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ へき地医療支援機構と地域医療に関する講座との連携を図り、へき地医療に従事する医師に対する研修等の技術的支援が行われるような体制の整備を推進します。 ○ 自治医大卒業医師等の派遣に加え、オンライン診療等の遠隔診療を導入することによるへき地の医療提供体制の確保について、関係機関との検討を進めます。 ○ 医師無料懇親業界紹介事業（ドクターベンチ）により、へき地の医療機関の紹介を行っていきます。 	<p>化し、へき地医療を支える医師の育成について検討します。</p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ へき地医療拠点病院を中心として、家族、地域とのつながりの中で患者を支える能力の獲得を目的として、総合医を養成するプログラムの作成を推進します。 ○ 医師等医療従事者の不足に対応するため、へき地医療拠点病院からへき地診療所への医師、看護師等の派遣を推進します。 ○ へき地医療に従事する医師とのコミュニケーションの強化を図るとともに、関係機関の協力を得ながら、へき地医療に従事する医師のキャラクターフォーマンスの支援を推進します。 ○ へき地を含めた地域医療の確保のため、「地域医療支援センター運営委員会」において医療機関相互の機能分担・連携のあり方や医師の派遣体制について検討します。 ○ へき地医療後期研修システムを希望し、研修を行う医師が増加するよう、へき地医療後期研修システムに係る今後の取組等について検討します。 ○ へき地医療支援機構と地域医療に関する講座との連携を図り、へき地医療に従事する医師に対する研修等の技術的支援が行われるような体制の整備を推進します。 ○ へき地診療所を支援するため、へき地医療支援システム（web会議システム）の充実を図ります。 <p>(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定町村保健師確保・定着対策事業「人材確保支援計画」に基づき、保健師の確保・定着及び資質向上を図っています。 ○ 「愛知県へき地医療確保看護修学資金」など、へき地で医療・介護に従事する看護職員の確保に向けた取組を推進します。 ○ 予防救急の普及、AEDによる早期除細動の実施、ヘリコプターを活用した広域搬送体制の構築等を総合的に推進することにより、へき地における救急医療体制の向上を図ります。 ○ 既存病床数が基準病床数を上回る圏域において、へき地医療の提供の推進のために診療所に病床が必要な場合は、医療審議会の意見を聞きながら、医療法施行規則第1条の14第7項第2号の診療所として整備を図ります。 <p>該当する診療所名は別表をご覧ください。</p>
--	---

【目標値】

○ 代診医等派遣要請に係る充足率
100% → 100%

(令和元(2019)年度)

○ へき地医療拠点病院の中でも主要事業の年間実績が合算で1.2回以上の医療機関の割合
3.3% → 1.00%

(令和元(2019)年度)

【目標値】

代診医等派遣要請に係る充足率
100% → 100%

(平成28(2016)年度)

表7-1 へき地(保健医療対象地域)における病院数及び診療所数(令和2年7月1日現在)

市町村 等名	町名	病院		診療所数		無医地区数		へき地 診療所		市町村 等名	市町村 (町田名)	診療所数※2	病院数	無医地区数※3	へき地 診療所	
		医科	歯科	医科	歯科	医科	歯科	医科	歯科							
豊岡町	3 6					2	3	3	3	東栄町	—	3	1	1	3	
小原村	2 1	1	1	1	1	1	1	1	1	墨根村	1	1	2	2	1	
足助町	1 3	1	5	5	—	2	1	3	1	富山村	1	—	1	1	1	
下山村	1 1	2	2	2	2	1	1	2	2	風来町	6	4	1	2	4	
庭町	1 0	2	5	0	0	0	1	0	0	作手村	1	1	1	1	1	
福武町	2 3	—	—	—	—	1	1	1	1	(篠島)	1	1	1	1	1	
岡崎市	3 2	—	—	—	—	3	2	2	2	(日置賀島)	1	1	1	1	1	
額井町	3 2	—	—	2 (日置賀島)	—	1	1	—	—	(佐久島)	1	1	1	1	1	
東栄町	6 4	1	—	—	—	1	0	1	0	(佐久島)	1	1	1	1	1	
刈城山	1 1	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
作手村	1 1	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
						29	29	2	19	22	9	33	29	3	24	32

注1 口町村名は合併前の川村原町、高幡町、白立・保垂野別荘地区を記載。

注2 無医地区数は、令和元年度無医地区調査(早生分娩者)による。

注3 診療所数は、一般外来を行なうい診療所を除く。

注4 無医地区に準ずる地区である赤羽根地区は除く。

※1 平成20年度無医地区調査(厚生労働省)による。

※2 合併前の山張町は、過疎地域自立支援特別措置法の対象町村を記載。

※3 一般外来を行なうい診療所を除く。

表7-2 へき地診療所の診療実績等

市町村 等名	町名	診療所数		無医地区数		へき地 診療所		市町村 等名		診療所数		無医地区数		へき地 診療所	
		医科	歯科	医科	歯科	医科	歯科	医科	歯科	市町村 等名	診療所数	無医地区数	へき地 診療所		
豊橋市	新城市	設立町	—	東洋区	七ヶ所	厚生	佐久島	西尾市	佐久島	豊橋市	立	つくづく	診療所	豊橋市	立
		田代町	—	田代町	—	豊根村	診療所	佐久島	佐久島	西尾市	西尾市	西尾市	西尾市	西尾市	西尾市
全町村数(有床診療所のみ)(枚)		8	—	19	—	—	—	—	—	佐久島	—	—	—	—	—
医師数(常勤)(人)	1	1	1	3	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
医師数(非常勤)(人)	0	0	0	0.2	1.6	0.2	0.5	0	0	0	0	0	0	0	0
看護師(常勤)(人)	1	2	2	4	2	14	2	0	1	2	1	0	3	1	4
看護師(非常勤)(人)	1	0.9	0	0	0	4	0.6	1.2	0	2	1	0	0.9	0	0
その他医療従事者数(人)	0	0	0	2	0	15	1	0	1	0	0	0	0	0	0
訪問診療延べ日数(日)	61	18	0	81	0	149	6	0	16	6	5	5	4	3	5
訪問者延べ日数(日)	0	0	0	190	0	6	0	60	0	0	—	—	—	—	0
一週間の開院日数(日)	4	5	5	5	5	5	5	5	3	5	31.1	18.7	20.1	9.7	20.0
一日平均入院患者数(有床診療所のみ)(人)	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
・日平均外来患者数(有床診療所のみ)(人)	18	35	27	32	20	108	12	11	10	16	—	—	—	—	—

注1 令和元年度へき地医療現況調査(厚生労働省)及びその医療従事者は、常勤換算して加算している。

注2 非常勤医師、非常勤看護師及びその他の医療従事者は常勤換算して加算している。

表7-1 へき地(保健医療対象地域)における病院数及び診療所数(平成29年12月1日現在)

市町村 等名	町名	病院		診療所数		無医地区数		へき地 診療所		市町村 等名	市町村 (町田名)	診療所数※2		無医地区数※3		へき地 診療所
		医科	歯科	医科	歯科	医科	歯科	医科	歯科			市町村 等名	診療所数	無医地区数	へき地 診療所	
藤岡町	3 6	—	—	設立町	—	2	3	3	3	東栄町	—	3	1	1	3	3
小原村	2 1	1	1	津具村	1	1	1	1	1	墨根村	1	1	2	2	1	1
足助町	1 3	1	5	東栄町	—	2	1	3	3	富山村	1	—	1	1	1	1
下山村	1 1	2	2	豊根村	1	1	2	2	1	下山村	2	1	2	2	4	4
庭町	1 0	2	5	富山村	0	0	0	0	1	旭町	0	—	1	1	1	1
福武町	2 3	—	—	(篠島)	—	1	1	1	1	(篠島)	1	1	1	1	1	1
岡崎市	3 2	—	—	2 (日置賀島)	—	1	1	—	—	(日置賀島)	1	1	1	1	1	1
額井町	3 2	—	—	(佐久島)	—	1	0	1	0	(佐久島)	1	1	1	1	1	1
東栄町	6 4	1	—	—	—	1	0	1	0	(佐久島)	1	1	1	1	1	1
刈城山	1 1	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
作手村	1 1	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
						29	29	2	19	22	9	33	29	3	24	32

表7-3 へき地医療拠点病院の活動実績

	厚生効率化実施率(加多半島医療圏)	厚生効率化実施率(西・北・東医療圏)	厚生効率化実施率(東・南・中部医療圏)	厚生効率化実施率(西・北・東医療圏)	厚生効率化実施率(東・南・中部医療圏)	厚生効率化実施率(東・南・中部医療圏)	厚生効率化実施率(東・南・中部医療圏)
全病院数(件)	210	190	715	199	800	527	276
合併病院数(件)	36.0	25.8	199.5	25.0	237.0	188.0	413
機関医師数(人)	25.3	14.8	50.5	12.0	66.8	50.2	16.0
一日平均入院患者数(人)	185	165	536	105	799	416	159
・日平均外来患者数(人)	531	255	793	284.7	2,002	1,232	252
巡回診察の実施回数(回)※1	0	23	0	0	0	0	0
巡回診察の延べ受診患者数(回)※2	0	11.5	0	0	0	0	0
巡回診察の延べ受診患者数(人)※3	0	190	0	0	0	0	0
巡回診察実施回数(回)※1	0	0	0	0	0	0	0
巡回診察実施回数(回)※2	0	0	0	0	0	0	0
巡回診察実施回数(回)※3	0	0	0	0	0	0	0
代診医連携回数(回)※1	0	0	4	82	0	9	45
代診医連携回数(回)※2	0	0	4	33.0	0	0	1.5

※ へき地医療拠点病院の主要3事業。固通知では、いすれかが月1回以上あるいは年12回以上実施することが望ましいとされています。

注1 合併元へき地医療拠点病院(厚生労働省)及び県医務課調べ。

注2 全病院数は、休床中の病床数を除いています。

注3 全医師数には、非常勤医師数を常勤換算して加算しています。

表7-4 へき地医療支援機構の実績

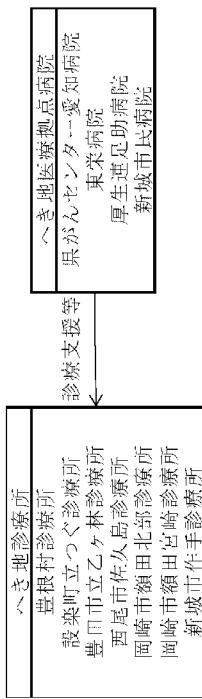
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	下成27年度	下成28年度
へき地医療支援計画策定会議の開催回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回
へき地医療臨床研修システムアセラム評価回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
へき地医療支援システムによるWeb会議実施回数	28回	27回	18回	17回	17回	24回
へき地医療研修会場(開催場所・参加者数)	厚生連知多厚生病院附属診療所(83人) 新城市民病院(63人)	厚生連知多厚生病院附属診療所(83人)	厚生連足助病院(100人)	厚生連足助病院(100人)	厚生連足助病院(68人)	新城市民病院(96人)

表7-5 へき地を含む消防本部での救急講習会実施状況(平成28年)

消防本部	講習会実施回数	講習会参加人員
知多南消防組合消防本部	90	2,744
西尾市消防本部	111	1,546
岡崎市消防本部	278	1,701
豊川市消防本部	511	11,721
新城市消防本部	159	3,497

（消除）

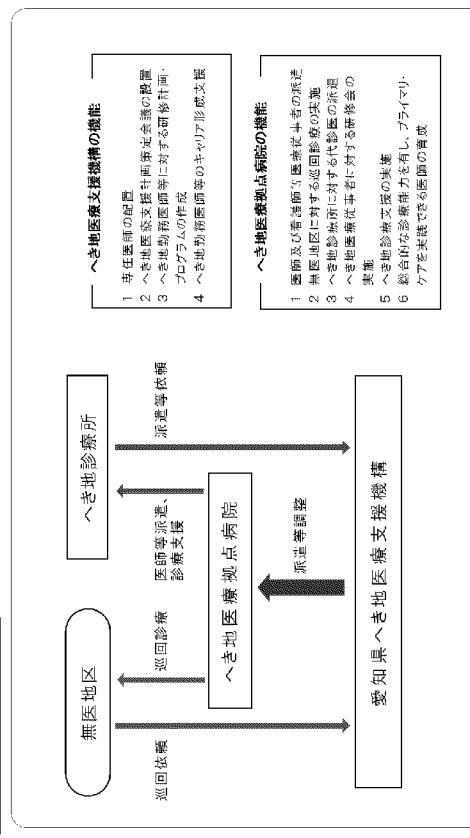
【へき地】**旅支援システム**(web会議システム) 関係図



(web会議システムの機能)

- ①患者画像フィルム等の静止画像取り込み機能
 - ②静止画像、医療情報の伝送機能
 - ③画像読影、診断のために必要な画像表示機能
 - ④リアルタイムの症例検討を行うためにweb会議と静止画像表示を同時に実施する機能
 - ⑤静止画像、医療情報の保存管理機能
 - ⑥複数の拠点と同時にweb会議を実施する機能

【へき地医療連携体制図】



【体判圖の説明】

- 【前回の記録】

 - おける医療の確保のため、へき地医療拠点病院による巡回診療が行われています。
 - へき地診療所とは、原則として人口1,000人以上の無医地区等において、住民の医療確保のため市町村等が開設する診療所です。
 - へき地医療拠点病院とは、無医地区における巡回診療や、へき地診療所への医師の派遣などをを行う病院です。

※ 具体的な燃焼機関名は、別表に記載しています。

【体制図の説明】

- ○ 無く地元における医療の確保のため、へき地医療拠点病院による巡回診療が行われています。
 - ○ へき地診療所とは、原則として人口1,000人以上の無医地区等において、住民の医療確保のため市町村等が開設する診療所をいいます。
 - ○ へき地医療拠点病院とは、無医地区における巡回診療や、へき地診療所への医師の派遣などをを行う病院です。

233

用語の解説

- 無医地区・無歯科医地区
50人以上が居住する地区であって、半径4km以内に医療機関がなく、かつ、容易に医療機関を利用できない地区をいいます。
- 無医地区・無歯科医地区に準ずる地区
無医地区・無歯科医地区ではありますんが、これに準じて医療の確保が必要と知事が判断して厚生労働大臣に協議し、適当であると認められた地区をいいます。
- 特定町村
過疎等の町村において必要な対策を講じても、地域の特性により必要な人材の確保・定着または賛成の向上が困難な町村のうち、県への支援を申し出た町村です。
- 地域医療に関する講座
平成21(2009)年10月から名古屋大学及び名古屋市立大学に、平成28(2016)年11月から愛知医科大学及び豊田保健衛生大学に、開講した講座で、病院総合医の養成を目的とした活動を行っています。
(講師名：名古屋大学は、地域医療教育学講座。名古屋市立大学は、地域医療学講座。
愛知医科大学は、地域医療教育寄附講座。豊田保健衛生大学は、地域医療学講座。)

用語の解説

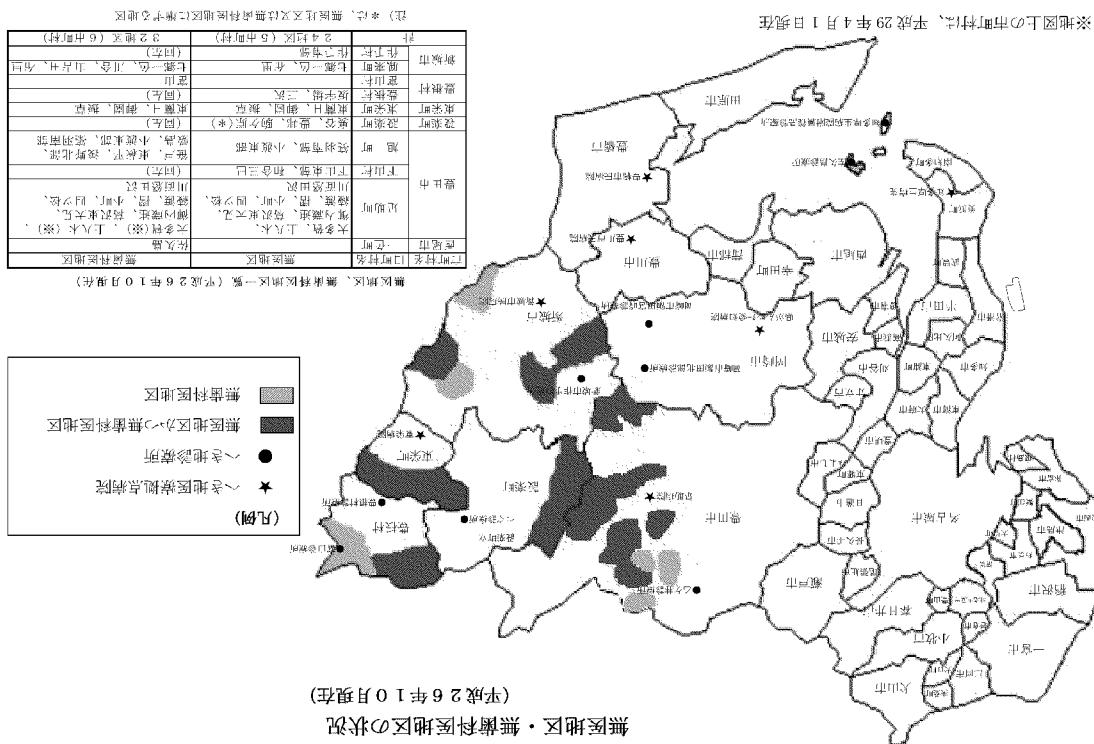
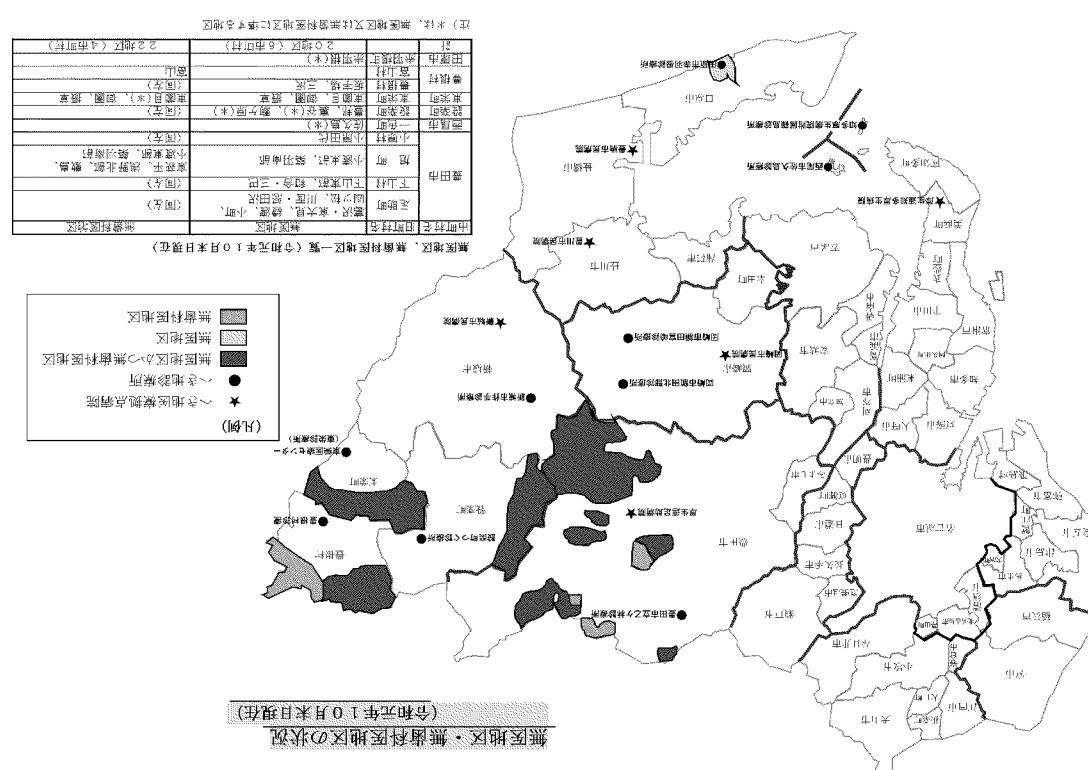
- 無医地区・無歯科医地区
50人以上が居住する地区であって、半径4km以内に医療機関がなく、かつ、容易に医療機関を利用できない地区をいいます。
- 無医地区・無歯科医地区に準ずる地区
無医地区・無歯科医地区ではありますんが、これに準じて医療の確保が必要と知事が判断して厚生労働大臣に協議し、適当であると認められた地区をいいます。
- 特定町村
過疎等の町村において必要な対策を講じても、地域の特性により必要な人材の確保・定着または賛成の向上が困難な町村のうち、県への支援を申し出た町村です。
- 地域医療に関する講座
平成21(2009)年10月から名古屋大学及び名古屋市立大学に、平成28(2016)年11月から愛知医科大学及び豊田保健衛生大学に、開講した講座で、病院総合医の養成を目的とした活動を行っています。
(講師名：名古屋大学は、地域医療教育学講座。名古屋市立大学は、地域医療学講座。
愛知医科大学は、地域医療教育寄附講座。豊田保健衛生大学は、地域医療学講座。)

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

※図・表の修正は煩雑になるためタイトルに下線・マークをしています

新

旧



新設医療圏		既存医療圏	
○	○	○	○
●	●	●	●
★	★	★	★

※地図上の市町村名、平成29年4月1日現在